

土佐清水市移住促進支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、土佐清水市移住促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 市は、移住希望者が土佐清水市に居住するための家屋の改修等にかかる経費の一部を助成することで、本市への移住促進につなげることを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者及び事業等（以下「補助対象」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、本市に住所を有していない者で、本市以外に5年以上居住しているもの又は、本市に住所を有して原則として1年を経過しない者で、住所を有する前に本市以外に5年以上居住していたもの。又は、住宅の所有者。ただし、住宅の所有者と住宅に居住しようとする者に相続関係が発生する場合は、対象としない。住宅の所有者から住宅を借り受ける特定非営利活動法人並びに営利を目的とせず、移住及び定住を促進している団体（任意団体を除く）
- (2) 補助対象経費は、上記の者が居住している、または居住しようとする個人が所有する空き家の荷物の整理、運搬及び処分にかかる経費と、その他市長が必要であると認めた経費とする。
- (3) 補助対象者は、市税及び県税等を滞納していない者とする。

(補助率及び限度額)

第4条 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、1件当たりの事業費限度額を100,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第3号）及び収支予算書（様式第4号）等の参考資料を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請をしようとする者は、市税等の納付状況調査のための同意書（別紙1）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定をするものとし、交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助事業執行者の義務)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、法令等及び補助条件その他市長の指示するところに従い、補助事業を執行しなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付の決定があった後において、補助事業の内容を変更する必要があるときは、事業変更承認申請書(様式第5号)を提出して、市長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第9条 補助事業が完了し、補助金の交付を受けたいときは、規則第11条に基づき事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに事業実績報告書(様式第2号)に、実績報告書(様式第3号)及び、収支精算書(様式第4号)等の参考資料を添付して市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、補助事業の完了の認定をした場合において、その旨を補助事業の執行者に通知し、その請求(様式第7号)によって補助金の交付をする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、概算払及び前金払の請求をすることができる。

(補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた後、5年以内に以下の項目に該当した場合は、補助金の全部または一部を返還するものとする。その場合の補助金返済額は、別表1のとおりとする。

- (1) 移住希望者が補助金の交付を受けた場合において、補助金の交付後に自己都合により転居・転出したとき。
- (2) 住宅の所有者が補助金の交付を受けた場合において、補助金の交付後に移住希望者用の住宅として使用しなくなったとき。

(暴力団等の排除)

第12条 市長は、申請者が土佐清水市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年9月30日規則第26号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当すると認められるときは、補助金の交付を行わないものとする。

2 市長は、補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が排除措置対象者に該当すると認められたときは、当該排除措置対象者に係る補助金の交付の決定を取消すことができる。この場合において、市長は、補助事業者がすでに補助金の全部又は一部を受領済であるときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者住所

氏 名

㊞

年度土佐清水市移住促進支援事業補助金交付申請書

年度において別紙のとおり、土佐清水市移住促進支援事業を実施したいので、土佐清水市移住促進支援事業補助金交付要綱第5条により、補助金_____円の交付を申請します。

様式第2号

年 月 日

土佐清水市長 様

住 所

氏 名

印

年度土佐清水市移住促進支援事業実績報告書

このことについて、別紙のとおり報告します。

様式第3号

事業計画・実績報告書

1. 事業実施場所 土佐清水市

2. 家屋の所有者

3. 事業計画・実績

事業着手（又は予定）年月日 年 月 日

事業完了予定年月日 年 月 日

事業概要	事業費 (円)	内 訳	事業実施期間
合 計			

様式第4号

収支予算書

収入の部

項目	予算（精算）額	説明
計		

支出の部

項目	予算（精算）額	説明
計		

上記は原本と相違ありません。

年 月 日

申請者住所

氏 名

印

様式第4号

収支精算書

収入の部

項目	予算（精算）額	説明
計		

支出の部

項目	予算（精算）額	説明
計		

上記は原本と相違ありません。

年 月 日

申請者住所

氏 名

印

様式第5号

年 月 日

土佐清水市長 様

事業者住所

氏 名

印

年度土佐清水市移住促進支援事業変更承認申請書

年 月 日付で申請しました土佐清水市移住促進支援事業について下記のとおり事業内容を変更しましたので、補助金交付要綱第8条によりその承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第6号

土清企発第 号

年度土佐清水市移住促進支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった 年度土佐清水市
移住促進支援事業補助金について金 _____ 円を交付する。

条 件

様

年 月 日

土佐清水市長

様式第7号

請 求 書

金 _____ 円也

上記 _____ 年度土佐清水市移住促進支援事業補助金（土清企発第 _____ 号）
を交付されるよう請求します。

年 月 日

土佐清水市長 様

住 所

氏 名

印

【振込み指定口座】

金融機関名	
支店名（番号）	
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

別表 1

経過年数	返済額
1年未満	補助金の全額
1年以上2年未満	補助金の80%
2年以上3年未満	補助金の60%
3年以上4年未満	補助金の40%
4年以上5年未満	補助金の20%
5年以上	無

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者住所
氏 名

印

確 約 書

年 月 日付で申請した平成 年度土佐清水市移住
促進支援事業による補助金について、下記に該当する場合には、既に交付を受
けた補助金の全部または一部を返還することを確約します。

記

1. 要綱第11条の規定、自己都合で5年未満に転居・転出したとき

別紙1

同 意 書

土佐清水市長 様

土佐清水市移住促進支援事業補助金交付決定のために必要があるときは、私の市税等納付状況について、関係部署に照会することを同意します。

年 月 日

申請者住所

氏 名

印